

別世帯で同一生計の子どもに関する申告書

岡山市長様

提出日 令和 年 月 日

申告者(保護者)

(住所)

(氏名)

多子世帯の利用者負担額(保育料等)の軽減にかかる、別世帯で同一生計の子どもについて、以下のとおり申告します。

なお、申告内容等の確認のため、岡山市が関係機関等へ調査・照会することについて同意します。

別世帯で同一生計の子ども

	(フリガナ) 氏名	生年月日 (続柄)	住所・居住地 (世帯を別にした日)	別世帯の理由	添付書類 (□に✓してください)
1	()	平成 令和 年 月 日 ()	平成 (令和 年 月 日)	学業・療養 その他 ()	<input type="checkbox"/> 健康保険証の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し 及び 通帳の写し等 <input type="checkbox"/> その他 ()
2	()	平成 令和 年 月 日 ()	平成 (令和 年 月 日)	学業・療養 その他 ()	<input type="checkbox"/> 健康保険証の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し 及び 通帳の写し等 <input type="checkbox"/> その他 ()
3	()	平成 令和 年 月 日 ()	平成 (令和 年 月 日)	学業・療養 その他 ()	<input type="checkbox"/> 健康保険証の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し 及び 通帳の写し等 <input type="checkbox"/> その他 ()

※保育園等に通う一番年上の子どもについて記入し、岡山市の入園事務窓口又は各施設に提出してください。

フリガナ (児童名) _____ 平成 令和 年 月 日生 (施設・事業所名) _____

【注意事項】

- 同一生計の子ども全員が同一世帯の場合、この申告書を提出する必要はありません。同居・別居を問わず、住民票上、世帯を別にしている子どもがいる場合、この申告書を提出してください。

「同一生計」とは、保護者と子どもが、学業、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には生活を共にしている場合や、常に生活費、学費、療養費等の送金が行われている場合を指します。詳しくは岡山市岡山子育て局就園管理課におたずねください。

- 続柄については、保護者からみた関係を記入してください。(例:長男、次女など)
- 別世帯の子どもについて、同一生計が確認できるもの(下枠内参照)を申告書に添付してください。

添付書類の例

- 健康保険証の写し(扶養者及び被扶養者が確認できるもの)
- 別世帯の子どもの住民票の写し(戸籍筆頭者の記載のあるもの)及び通帳の写し等(振込元及び振込先の名義など、生活費等の送金の事実関係が確認できるもの)

【岡山市処理欄】こどもコード()

- 添付書類確認 市町村民税所得割(世帯合計額)
- ひとり親世帯 前期分 _____ 円
- 在宅障害児(者)のいる世帯 後期分 _____ 円
- その他()
- 適用開始年月確認(年 月適用開始)

入力者() 入力日 / 確認者() 確認日 /

受付

圈受 郵送、保護者持参